

休業したときの所得を補償

第2休業保障制度（団体所得補償保険）



第2休業保障制度は保険医休業保障共済保険を補うことを目的に、万が一のときに先生はもちろん、ご家族やスタッフの経済的負担を軽減するために生まれました。働き盛りの先生や、一緒に働くご家族やスタッフをしっかりとサポートいたします。

制度の特長

- 団体割引を適用しているなので、保険料が割安
- いつ、どこで起きた病気やケガでも大丈夫
- 先生はもちろん、ご家族（専従者）、従業員の方もご加入可能

歯科医院の
福利厚生に
オススメ



※詳細はパンフレットを御覧ください。

